

令和元年度

八代市議会建設環境委員会記録

審査・調査案件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 17 |

令和元年7月2日（火曜日）

建設環境委員会会議録

令和元年7月2日 火曜日

午前10時00分開議

午前11時45分閉議（実時間101分）

都市整備課長 一 美 晋 策 君
理事兼 西 竜 一 君
建設政策課長
建設政策課主幹兼 福 田 光 君
開発景観係長
建設政策課泉建設 和 田 浩 治 君
地域事務所長

○本日の会議に付した案件

1. 議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）
1. 議案第45号・八代市景観条例の制定について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（シンボルロード整備事業について）

○本日の会議に出席した者

委員長 中 村 和 美 君
副委員長 百 田 隆 君
委員 太 田 広 則 君
委員 谷 川 登 君
委員 田 方 芳 信 君
委員 堀 徹 男 君
委員 山 本 幸 廣 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 桑 原 真 澄 君
市民環境部次長 稲 本 俊 一 君
建設部長 潮 崎 勝 君
建設部次長 田 村 伸 司 君
土木課長 小 原 聖 児 君
土木課主幹兼 田 島 雄 一 郎 君
道路建設係長

○記録担当書記 島 田 義 信 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）

○委員長（中村和美君） それでは最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分についてを議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（桑原真澄君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部、桑原でございます。よろしくお願いをいたします。

委員長お話の議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号の衛生費中、市民環境部関係分について、稲本次長に説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○市民環境部次長（稲本俊一君） 皆さん、お

はようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の稲本でございます。よろしく願いいたします。

それでは座らせていただきまして説明をいたします。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○市民環境部次長（稲本俊一君） それでは、議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号・衛生費中、当委員会に付託されました市民環境部関係分につきまして御説明をいたします。

別冊の補正予算書・第2号の16ページをお開きください。別冊の議案書ですね。16ページをお開きください。

歳出の款4・衛生費、項2・生活環境費、目5・塵芥処理費の補正前の額12億4854万6000円に対し、一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業について108万円の補正をお願いし、補正後の額を12億4962万6000円とするものでございます。なお、財源は一般財源でございます。

別紙でお配りしておりますカラーの資料につきましては、千丁支所管内における一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟のこれまでの経緯及び今後の予定を一覧に示したものでございます。

この一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業につきましては、千丁町の一般廃棄物収集運搬業者から、本市を被告として熊本地方裁判所に提起され、昨年5月30日に本市の主張を全面的に認める判決言渡しがなされておりました。しかし、原告から、この熊本地方裁判所判決を不服とし、平成30年7月27日に①でございますけれども、地位確認等請求控訴事件・平成27年委託、同月31日に②許可更新処分取消請求控訴事件・平成28年許可として、ともに福岡高等裁判所から控訴状が送付されておりました。その後、それぞれ2回の口頭弁論

の末に結審を迎え、平成31年3月27日と翌28日が判決言渡し日とされましたことを、昨年度3月議会の本委員会において御報告させていただいたところでございます。

この福岡高等裁判所での判決言渡しにつきましても、平成31年3月27日に②許可更新処分取消請求控訴事件・平成28年度許可に対して、また、翌28日に①地位確認等請求控訴事件・平成27年委託に対して、熊本地方裁判所での判決同様に、本市の主張を全面的に認める判決言渡しがなされております。

その後、両事件のうち、①の地位確認等請求控訴事件・平成27年委託につきましては、令和元年5月9日に福岡高等裁判所から上告受理申立通知書が本市に届いておりますことから、本事件に関しましては、控訴人による最高裁判所への上告手続がなされたことを確認しております。

一方、②の許可更新処分取消請求控訴事件・平成28年許可につきましては、上告期間に上告の手続がなされなかったことから、福岡高等裁判所での本市勝訴の判決が正式に確定しましたことを4月17日に福岡高等裁判所へ確認しております。

そこで、②の許可更新処分取消請求控訴事件・平成28年許可につきましてはの裁判が、本市勝訴として終了しましたことから、今回、本市代理人弁護士へ支払う報酬金108万円を補正するものでございます。

なお、先ほど御説明いたしました2つの事件に加えまして、別紙資料の右列には、熊本地方裁判所での③許可更新処分取消請求事件・平成30年許可につきましても、経緯と今後の予定をお示ししております。この裁判につきましては、平成30年10月13日に提起され、令和元年6月18日に熊本地方裁判所で開かれまして第4回口頭弁論をもって結審となり、次回9月9日が判決言渡し日とされました。

今後、最高裁判所や熊本地方裁判所における判決を含めまして、一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟に関する動きなどがございましたら、本委員会で御報告させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、第4款・衛生費についてを終了します。

執行部入れかわりのため小会します。

（午前10時08分 小会）

（午前10時08分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費について、建設部より説明願います。

○建設部長（潮崎 勝君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部、潮崎です。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号の建設部所管分につきまして、田村次長より説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○建設部次長（田村伸司君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の田村でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○建設部次長（田村伸司君） それでは、お手元の議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号をお願いいたします。

3ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳出について説明いたします。

款7・土木費を2億3700万円増額補正し、補正後の額は52億9687万6000円としております。

その内訳は、項2・道路橋梁費を2億1600万円増額、また、項5・都市計画費を2100万円増額するものでございます。

次に、詳細を説明いたします。

18ページをお開きいただきまして、18ページの下の表をごらんください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目3・道路新設改良費は、補正額1億1750万円を加えて、10億1866万9000円としております。

右の方ですね、補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が6465万円、地方債が4820万円、一般財源が465万円でございます。

またその右ですね、補正額の内訳は、節15・工事請負費を8790万円、節17・公有財産購入費を190万円、節22・補償補填及び賠償金を2770万円増額するものでございます。

内訳は、表の右、説明欄に記載しております、市内一円道路改良事業でございます。

この事業は、国庫支出金を活用するもので、年度当初におきまして、国の防災安全交付金の増額内示がありましたことに伴うものでございます。

別冊の右方、建設環境委員会資料、議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号建設部所管分をあわせてごらんください。

道路新設改良費分は、別冊資料の1ページか

ら5ページでございます。

1ページは一覧表になっております。

続きまして、2ページから位置図と概要をあらわしております。

まず、2ページは千丁町の東西アクセス線の1つである市道新牟田西牟田線の改良工事における用地購入及び建物補償、続いて3ページは、市道永碓町高島町線の改良工事、続きまして4ページは、鏡町の市道有佐貝洲大江湖線の改良工事、続きまして5ページ、鏡町の市道氷川高校前線の改良工事であり、それぞれ推進を図るため、増額補正をお願いするものでございます。

また、次に予算書の、今度また18ページに戻っていただきまして、目4・橋梁維持費について御説明いたします。補正額は9850万円を加えて、2億1139万6000円としております。補正額の財源内訳につきましては、右のほうですね、国庫支出金が5365万6000円、地方債が3940万円、一般財源が544万4000円でございます。補正額の内訳、そのまた右になりますが、節13・委託料を800万円、節15・工事請負費を9050万円増額するものでございます。

内訳は表の右、説明欄に記載しております、橋梁長寿命化修繕事業でございます。

この事業も同様に国庫支出金を活用するもので、目3の道路新設改良費と同様、年度当初におきまして国の防災安全交付金の増額内示がありましたことに伴うものでございます。

済みません、また、別冊、建設環境委員会資料のほうに戻っていただきまして、6ページから11ページが橋梁維持費になりますので、ごらんいただきたいと思っております。

6ページが一覧表になっております。

めくっていただきまして、7ページ、二見下大野町の下大野川2号橋の設計業務委託と架けかえ工事、続きまして、8ページは、催合町の

催合町1号橋の補修工事、めくっていただきまして9ページ、日置町の日置橋の補修工事、また続いて10ページは、東陽町の井上橋の補修工事、最後、11ページ、泉町の新山の津川橋の補修工事であり、それぞれ計画的な維持管理のため、増額補正をお願いするものでございます。

申しわけございません。また、予算書のほうに戻っていただきまして、続いて19ページをお開きください。

19ページの一番上の表になります。

款7・土木費、項5・都市計画費、目4・公園費は、補正額2100万円を加えて、2億852万8000円としております。

その右、補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が985万円、地方債が880万円、一般財源が235万円でございます。

また、その右になります。補正額の内訳は、節13・委託料を200万円、節15・工事請負費を1900万円増額するものでございます。内容は、表の一番右、説明欄に記載しております、公園施設長寿命化対策支援事業700万円、その下ですね、都市公園安全・安心対策緊急支援事業1400万円でございます。

公園施設長寿命化対策支援事業は、同じく国庫支出金を活用するもので、この事業も同様に、年度当初におきまして、国の防災安全交付金の増額内示がありましたことに伴うものでございます。

また、都市公園安全・安心対策緊急支援事業は、当初、平成30年度までの時限措置による国庫支出金を活用する事業でございましたが、令和2年度まで延長されましたことに伴い、本年4月、31年4月に内示を受けたものでございます。

お手数ですが、また、別冊、建設環境委員会資料を合わせてごらんください。

公園費分は12ページから14ページでござ

います。

12ページが一覧表になっております。

めくっていただきまして、13ページ、これは、公園施設長寿命化対策支援事業の右のほう、田中東児童公園と、左のほうですね、田中西児童公園の遊具改築工事であり、それぞれ計画的な維持管理のため、増額補正をお願いするものでございます。

最後に14ページ、これは、都市公園安全・安心対策緊急支援事業の、左からですね、田中東児童公園、その下、清水児童公園、右下ですね、末広児童公園、宝出児童公園に係るトイレのバリアフリー化に要する設計業務委託と、田中東児童公園の、左のほうですね、トイレ改築工事であり、それぞれ公園施設のバリアフリー化のため、増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 御説明ありがとうございました。

予算書の中で、交付の事業の中でも内示が今回の6月補正でどうしても増額という言葉を使わなければいけないわけですが、内示の額というのがですね、私たちが長い長い議会をみる中では、大体、秋に内示というのが、ある程度内示が増額してくるだろうというふうな感じを持っていったんですけども、内示が（聴取不能）振り返ってきますからですね、だから当初予算でどう跳ね返ってくるのか。それと、そういう中で、6月補正でこのような内示が出てくるわけですが、その内示は内示として、国

から来るわけですから、あとは地方の自治体がそれに肉づけすると、二分の一ぐらいですからね、これは一般財源を見てもですね。この事業、見ても。

その中で、市内一円道路改良事業の7款の1億1750万の内示の増額の中でですね、まずは拡張や歩道の整備等に要する経費の補正をするということ、大変これは理解をいたします。そこで、やはりまだ未整備なところがたくさんあると思うんですね。そこらあたりを踏まえた中でですね、今後はどういうふうな整備を早急にしたらいいのかということ的前提として、6月補正では場所の選定等も含めて検討してもらいたいというのが私のあれでありますので。

それと、あとは全部一緒なんですけどもですね、18ページも一緒です。橋梁長寿命化修繕事業も一緒です。橋梁も今回についてはいろいろと下大野からずっとありますが、まだまだはっきり言って橋梁で計画的に進めていかないかん場所も何カ所かあると思いますけども、特に橋梁関係をどれくらい今、進捗であるのか。これははっきり言ってから、社会資本の政府の交付の内示の中でですね、これを活用しなければなかなか難しい橋梁関係はあるわけですので。うち全体で計画されて、あとどれだけの、今回のこういう調査をした中でですよ、整備率と言いますか、そこあたりを示していただければと思います。

○土木課長（小原聖児君） 土木課長の小原でございます。よろしくお願いたします。

ただいま、委員の御質問の橋梁関係につきましてですが、まず、点検対象の橋梁数が1869橋ということで、そのうちの市道にかかります橋梁129橋、15メートル以上ですね。重要度の高い15メートルから7メートルの橋梁数329橋、合計の458橋のうち、八代市橋梁長寿命化修繕計画を25年度に策定しまし

て、その中で、修繕が必要な橋梁としまして45橋、現在、平成30年度末までの対応した橋梁数でございますが、13橋となっております。先ほど説明がありましたけども、補正予算で5橋と当初予算で1橋ありまして、31年度、令和元年度ですが、6橋を改修するようなこととしておりまして、今年度の令和元年度が終わりますと、改修率ちゅうのが42%ということになります。

以上、お答えといたします。

○委員（山本幸廣君） 一番問題はそこなんです、部長。どうしても、はっきり言ってから、国としては時限じゃないんですけども、必ずそういうふうにしてから、今、説明が課長からあったように、あとの残りはどうするかってなるわけですよ。それは橋梁の安全、これについては前からずっとですけども、なぜそこらあたりを交付額をふやさなかったのか。もう期限は決まっとつとにですよ。そこらあたりは、ほんとう今、国の政策の中で地方切り捨てじゃないですけども、地方財政の圧迫というのを見据えながらでもそれをやっぱり期限を切っていく。これについては本当に私は長い経験の中です、市・県も見つ中で、これが一番心配でございました。計画どおりいって、全額でけて、一つの期間が終わって、政府としては切っていく。その都度、そのあめとむちじゃないですけども、2年や3年延長して、これははっきり言って、合併特例債も一緒ですよ。やっぱりああいうふうにしてから、ずっとずっと、長くなっていくわけですけども。そういうのを今回、橋梁については、ものすごく国の政策の中で、大事に政策として頑張ってきた、（聴取不能）防災と安全社会の中で位置づけしたんですよ、国は。ところが、6月の補正とか当初予算で何で増額してこないのか、これは不思議でたまらないんですけども、担当としては、今回の補正として、交付が来たから補正を組んだというこ

とですから、私はもう理解をします。そういう要望等も含めてですね、これは委員長、ここらあたりは私たち議会も一緒になってですね、あと残りはどがんすつとかって。じゃあ、あとは一般財源で全部すりゃよかつと、こういうふうになってくるわけですね。やっぱり安全性、優先度、あるところを残さないかんという形になるわけですので、部長そういうことでございますので、答えはいりませんが。部長お考えだけでも聞かせてください。（建設部長潮崎勝君「座っていいですか」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） 座ってください。

○建設部長（潮崎 勝君） まず1点目の市内一円の橋梁に関しましてもですけども、今まで一般財源で手当てしていた項目かと思えます。それが、国の補助が入って、補助で対応できる部分が今、ふえているということでございます。一番問題なのは、補助金では全部できないと、これはしかりですので、今までやっていた一般財源と補助をうまく組み合わせてですね、なるべく補助の方に、対応できる分は補助で対応すると、そういう全体的な視点が大事かと思えます。橋梁につきましてもですね、点検を5年に一遍ずつ点検しながら、それから必要な補修をしていくということになります。

議員おっしゃった内示、去年の予算を手元に持っつとつとですが、去年よりも18%増、1.18倍ぐらいの今年度の補助の上昇分でございます。これも今まで要望とかあれこれあつての話だと思いますので、今後もこの予算がですね、上向きになるようにいろいろ要望活動もしていくという予定で頑張っていきますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○委員（山本幸廣君） 部長の今のですね、説明、答弁の中で、もう再三私は、市内一円の道路の予算づけをしなさいと何回も言うてきましたか。頼るのは、やはり交付金なんですよ。内示がどがしこくるかなということで、去年もや

っぱり3億以上か5億以上って言ったんだけど、それ半分も来なかったという状況で。当初予算というのもやっぱりそういうように10%削減せないかん。となればですね、どんどん生活道路の整備というのは、社会保障も含めて整備も進んでいかないと。それは市民から苦情が出てくる。苦情が出てきたのはどこかと、やっぱり執行部が悪か。議会も悪かと。そういうふうに市民サービスというのはそこらあたりを含めて、いかに予算化するか。全部ほとんど補助対象になるようなですね、やっぱりそれはぜひとも予算獲得に頑張っていかないかん。我々も頑張らないかんって、議員も、これははっきり言ってからですね。そういうことです。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（太田広則君） 公園施設長寿命化対策支援事業の14ページの写真を見て、ちょっと教えていただきたいんですけど。清水児童公園、宝出児童公園、末広児童公園、これはあくまでも、ここは測量設計だけですか。工事は後でまた追加で来るといふふうに捉えていいんでしょうか。

○都市整備課長（一美晋策君） おはようございます。都市整備課、一美です。

今、委員御質問の件につきましては、おっしゃったように、ことし工事を行いますのは田中東町公園のみということで、残りの田中東町を含めて4公園についての測量費ということで、残り3公園につきましては、ことしは設計だけを行わせていただこうということで考えております。

以上です。

○委員（太田広則君） 老朽化をしたから優先してこの田中東・西児童公園あたりがこういった改修工事になってきたと。洋式化になることなんで、これはいい方向だろうと思うんですけど、

もっと老朽化、うちの近くもですね、30年以上古いんですけど、状況的にはどうなんでしょう。老朽化した、今後、そういう改築予定にある公園はどのぐらいありますか。これ、ずっと国の補助が必要ではないのかなというふうに捉えていくんですけど、その辺の予算的な計画も含めて、どのような考え方にあるのかも含めて教えてください。

○都市整備課長（一美晋策君） 今、手元にあります資料で、残りにトイレのバリアフリーということで、あと30ほど予定があるところがございます。今回については、そのうち、昭和51年に田中東児童公園が整備されておまして、老朽化が著しいということで判断して、田中東児童公園について今回、バリアフリーを行うということで考えております。

以上です。（委員太田広則君「今後について。今後の計画について。それと予算的なものは」と呼ぶ）

この件についてはですね、冒頭、次長の説明からありましたように、時限措置で平成30年度までで一応、終了というのが、今回2年間延長ということで聞いているところがございます。一応、優先順位としましては、先ほどありました、設計をさせていただいている公園をまず優先的に整備をして、残りについて随時、整備した年度あるいは老朽化の状況あたりをみながらですね、整備をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（太田広則君） ですから、30公園まだ古いのがあってしょう。そこの予算的なものはどこから。大丈夫ですか、自分とこの。時限措置はわかるんですけど、これから先もまだあるわけでしょう、整備を。そのときの予算的な考え方をちょっと。

○都市整備課長（一美晋策君） 予算的なお話としましては、うちのほうとしましてはですね、いわゆる交付金事業ということで国の補助

を受けたところで、できるだけ事業をやりたいというふうなことで考えておきまして、その後の予算につきましては、財務部のほうとも相談をしながら、状況をみながら、一般財源等々でも整備を行っていかざるを得ないのかなということで考えているところでございます。

○委員（太田広則君） 結局、自分とこで厳しいんでしょう。どうなんですか。国の補助が欲しいんでしょう、今後も。どうなんですかね、その辺。

○都市整備課長（一美晋策君） おっしゃるように、今回、延長されたことについては大変嬉しく思っております、今後もそういう延長の措置が講じられますようにというような要望活動を行っていかうかと考えております。（委員太田広則君「わかりました。後で言います」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（谷川 登君） 済みません、ちょっと確認ですが。市内一円道路改良事業の11ページの赤マークでしてる県道159号線の位置とこのを確認したいんですけど、教えていただけないですか。場所ですね。

○建設政策課泉建設地域事務所長（和田浩治君） 泉の建設地域事務所長の和田と申します。

位置についてですが、樺木のヤマメの養殖場の近くだと確認しておりますけれども、よろしいでしょうか。（委員谷川登君「わかりました。大体、山本さんの近くですかね、養殖場」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上の部分について、質疑を終わります。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（田方芳信君） 市道永碓町高島町線、予算つけていただきましてありがとうございます。また、今期からですかね、工事に入ることですね、ありがとうございます。あそこの変則交差点、また、通学道路であって、そして、ことしには場外車券売場ちゅうのもまた出てまいりますので、今以上にちょっと車が混雑してまいりますので、できるだけ早めですね、工事を終わらせていただければと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

以上です。

○委員（太田広則君） 先ほどの公園の予算的な考え方なんですけど、こちらも一緒ですね、橋梁維持費も一緒だと思います。皆さんが安全計画をちゃんと維持管理の計画を立てておられるのならばですね、それにつけた予算で、これは国のたまたま国土交通大臣は公明党でございますので、私のほうからもこういった地方においてはほんとうに一番防災のときに活躍するであろう公園のトイレが老朽化してしまっているというこれは実態ですのでね、地方がこの悩みの一つだと思いますので、ぜひ執行部のほうでもですね、国への政府要望のときには、この予算の確保、橋梁維持費も一緒だと思います。今までもされてきたろうと思うんですけども、そういうことで、まだまだ30公園もあるんですね、私のほうでも国のほうに言いますし、執行部の皆さんも政府要望等で頑張ってくださいなということを申し添えております。

○委員（山本幸廣君） 中村委員長にお願いです。

○委員長（中村和美君） はい。

○委員（山本幸廣君） 今のいろんな執行部、我々もこの意見を言いながらですね、この予算書を見ながら、一番やっぱし我々も議会として、福嶋議長にお願いをして要望しようというふうな気持ちにきょうはなったと思うんです

ね。これだけ市財政というのは厳しい、その厳しい中にじゃあその財源をどこに求めていくのか。やはり県や国に財源というのを求めていかないかん。そういう中で、新しい交付金の中でこの防災安全社会資本整備、これの予算獲得を全力投球で、地方も絶対あると思うんですよ、地方自治体というのは。八代は特に中村委員長、この委員会です、申し合わせじゃありませんけども、議長に対してその現況を要望し、中村市長が県・国に対して、今回、政府の要望に交付金の社会資本の整備についての予算獲得、予算増額、そして延長これを求めるように、委員長からもぜひとも議長にまずはお願いしたいと思います。強く要望します。金なかったけん、うちには。

○委員長（中村和美君） ありがとうございます。今、副議長もおられますので、一緒になって議長のほうへお願いをしていきたいと思しますので、よろしくお祈いします。

ほか、意見ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今、るるお答えにあった中にですね、個別計画を立てていらっしゃると思うんですよ。それはファシリティマネジメントの観点から個別施設計画をつくられてると思います。その計画を立てられるときにですね、その財源の手立てというのも一緒に考えながら優先順位をつけていかれると思うんですよ。計画を立てられるときにですね、その立てるときにおいての経過にどういった財源を見込むのかというのもあわせて検討していかれるといいんじゃないかなというふうに思いますので、意見として述べさせていただきます。

○委員長（中村和美君） ありがとうございます。

ほか、ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければこれより採決いたします。

議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前10時40分 小会）

（午前10時44分 本会）

◎議案第45号・八代市景観条例の制定について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第45号・八代市景観条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） 皆さんこんにちは。建設部建設政策課の西でございます。隣が開発景観係長の福田でございます。よろしくお祈いします。

ただいまから、議案第45号・八代市景観条例の制定について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきますのでよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） 説明につきましては、議案書とあわせて別途配付しております建設環境委員会資料、議案第45号・八代市景観条例の制定について、八代市建設部と書いてあります資料を使って説明をしたいと思いますので、よろしくお祈いします。

それではまず、議案書の69ページをお願いいたします。

下段の提案理由に記載されていますとおり、地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進するため、景観法の規定に基づく景観

形成活動の促進に関する事項を定めた条例を制定するものでございます。

本条例の制定によりまして、今まで熊本県により実施されてきました景観法に基づく業務を引き継ぎまして、八代市が景観行政団体に移行することとなります。

続きまして、先ほど申し上げました建設環境委員会資料、別途に配付しております資料をお願いいたします。

これからの説明は、本年3月の定例会のときに建設環境委員会におけます所管事務調査で行いました八代市景観計画についてというような説明と重なる部分が多く含まれていることにつきまして、御容赦願いたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、表紙をめくっていただきまして、説明資料1をごらんいただきたいと思います。標題に、八代市景観条例及び八代市景観計画についてと書かれているものでございます。

よろしいでしょうか。

今回、提案しております景観条例とはということで、平成16年に制定されました景観法が委任する条例でございます。景観形成の基本的な考え方や仕組みなどを定めるものでございます。

2つ目に書いております景観に関する市独自の方針や基準、施策等を定めた八代市景観計画の実行性を法的に担保するものでございます。

3つ目の四角に書いてありますが、八代市景観条例の制定や八代市景観計画の策定を行うことによりまして、熊本県の景観計画から外れることとなりますが、八代市の地域特性に合った独自の八代らしい景観形成を図ることができ、その効果としまして、毎日の快適な生活を確保し、地域に対する愛着や住民のつながりを深め、ひいては地域の活性化につながると考えております。

模式的に丸でですね、囲んだように示してお

りますが、現在の熊本県景観条例や熊本県の景観計画に加えまして、八代市独自のきめ細かなルールを規定することとしております。

なお、この資料の最後にですね、参考までに県内市町村の景観行政団体への移行状況を記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

それでは、条例に規定する内容について説明いたします。

1枚めくっていただきまして、説明資料2をごらんください。

この資料は、条例の内容を要約したものでございます。

議案書の70ページに記載されております八代市景観条例の条文もあわせてごらんいただければと思っております。よろしく申し上げます。

それでは説明いたします。

まず第1章、総則の第1条から第5条では、地域の特性を生かし、良好な景観形成を総合的に推進し、市民にとって誇りと愛着が持てる郷土づくりに資することを目的とするという本条例の目的や用語の定義、市・事業者・市民の責務を規定しております。

第2章、景観計画の第6条では、景観法による景観計画を定めることについて規定し、また、景観計画に景観重点地区、特定施設届出地区、一般地区などを定めることや、景観形成に必要な事項を定めることができることを規定しております。

第3章、行為の制限等の第7条から第11条では、届け出が必要な行為や国や地方公共団体などは届け出を要しないこと、また、景観法により景観計画に適合しない場合に変更命令ができることとされている特定届出対象行為などについて規定しております。

第4章、公共事業等における景観形成の第12条から第14条では、公共施設の建築等で景

観形成に著しい影響を及ぼす公共事業等の景観形成指針を定めることなどを規定しております。

めくっていただきまして、第5章、景観重要構造物及び景観重要樹木の第15条から18条では、景観重要建造物や景観重要樹木の指定や管理の方法の基準について規定しております。

第6章、特定事業者と景観形成協定の第19条では、規則で定める面積を超える事業を行う特定事業者と景観形成に関する協定を締結することができることなどを規定しております。

第7章、市民の景観形成活動の第20条から第21条では、地域の景観形成に関する活動を行っている景観形成住民団体の認定や住民間の景観形成に関する協定の締結及び認定などについて規定しております。

第8章、表彰、助成等の第22条から第24条では、市が景観施策に係る知識の普及、啓発に努めることや、優れた景観形成に貢献している建物等についての表彰、景観重要建造物や景観重要樹木の維持・保全、景観重点地区の建物等の修景及び景観形成住民団体の活動に対する技術的支援や費用助成などについて規定しております。

第9章、八代市景観審議会の第25条では、本市における良好な景観形成に関する重要事項について、調査・審議するための八代市景観審議会について規定しております。

第10章、雑則の第26条では、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める旨を規定しております。

以上、これで八代市景観条例についての説明を終わります。

なお、本6月定例会により景観条例が制定されましたら、諸手続を行い、9月より条例の施行、景観団体への移行を予定しておりまして、その後、景観計画の策定を予定しております。

以上、議案第45号・八代市景観条例の制定

についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今、最後の説明で、条例が制定された後に計画の詳細に入るというような。（理事兼建設政策課長西竜一君「景観計画」と呼ぶ）八代市景観計画を立てるというふうに聞こえましたけど、一般質問で景観計画の質問があったときに、非常に具体的にお答えになられてるといふふうに伺ってるんですね。委員会報告もまだ詳細に聞いたのかなというふうに思うんですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） 景観計画についてなんですが、実は、昨年度からですね、八代市景観計画策定委員会というものを学識経験者を含めて開いております、その中で景観条例と景観規則、それと景観計画というのも策定を準備をさせていただいて、基本的に、条例案も規則案も景観計画案もですね、その時点で策定をしております。それで、一度3月の定例会でですね、具体的ではないんですが、おむねの内容について御説明させていただいたということになります。

それで、先ほど御質問がありましたように、景観条例を制定後に景観計画を策定するというようなことになっておりますが、実は法律です、景観条例を制定して景観行政団体にならないと景観計画を策定できないというのがございましたので、実際、景観計画というものについては案としてですね、諮問されたものが実際出来上がっております。ただ、景観行政団体にならないので、正式に策定という形にできないということになりますので、今回、条例を上程して決定していただければですね、条例の施行を9月に行って、そこから景観行政団体とい

うことになりますので、その後、その策定して
います景観計画面案をパブリックコメントという
ような法的な手続、それと、八代市都市計画審
議会に意見聴取のために諮るといような、経
過を踏まえるといような形になるものですか
ら、答弁のときに具体的に景観計画の説明をし
たというのは、景観計画というのがほぼ定まっ
ていて、手続上ですね、今はまだ策定というよ
うな状態ではなくて、案といような状態にな
っているといことでございます。

○委員（堀 徹男君） ということはですよ、
条例が可決されて初めて計画として事細かに説
明ができるわけですよ。具体的に踏み込まれ
てたじゃないですか、答弁が、ね、ある地域に
限って。可能なのかなと思うんですよ、条例。
条例を今から審議、プロセスの前段階で条例が
可決されて初めて計画として具体的に答えがで
きるんじゃないかなと思いますけど。そこら
辺について御認識はいかがですか。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） 実は、
その辺をちょっと答弁の中でですね、どうする
かっていうことを悩んだところではございま
すが、一度、八代市景観計画策定委員会のほうで
策定されて諮問されている内容で、実際に3月
の定例会で具体的な内容という形ではなくてし
てまして、一応、皆さんにですね、条例と規則
のパブリックコメントといものを紹介した際
にもですね、参考資料として皆さんに公表して
いる内容でございましたので、その公表の内容を
一応、計画面案としてですね、答弁の中では説明
させていただいたといふうに認識してござ
います。（委員堀徹男君「はい、わかりました」と
呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。どう
ぞ。

○委員（堀 徹男君） では、議案の中身につ
いて何点かちょっとお尋ねしたいんですが、第
6章のですね、市と特定事業者とい一文があ

るんですが、規則で定められる面積といのは
どれぐらいで、それからどういった事業者の方
が想定されているのかといことについて。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） 規則で
定める面積を超える事業をするものといこと
で、面積につきましてはですね、1ヘクタール
でございます。実際にどのような事業を想定し
ているかといことなんですが、それについて
はですね、今のところ1ヘクタールの面積を使
ってさまざまな事業をされてますので、そうい
うあくまでも面積規模といのが現時点では考
えておるところでございます。面積規模だけを
考えているところでございます。（委員堀徹男
君「はい、ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（太田広則君） 済みません、県全体を
今まで対象としていた浅いルールから八代市独
自のね、きめ細かなルールをつくるといこと
で理解をするんですけれども、この条例をつく
ることによってね、景観条例にひっかかって、
例えば今まで高層ビルが建てられたんですけれ
どもとか、そういった負のほうに働く要素とい
うのはないのかといのが1点。それから、景
観重点地区といのが市の魅力向上に効果が高
い地区できめ細かな景観誘導を積極的に行う地
区といふふうになつてありますけど、今現在、
大体わかるんですけど、景観重点地区とい
うのは歴史的なところも含めてですね。そうい
った地区がいくつぐらいあるし、また、市民は
こういった誘導活動といのはどういことを
具体的にすれば景観重点地区になるのかなとい
うのをちょっと教えてもらえればと思います。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） まず、
熊本県の条例から八代市の条例になったとき
に、今までできとったものができなくなると
か、そういうのがあるかどうかといことなん
ですが、基本的に熊本県の条例をある程度引き

継いでるということで御説明はさせていただいたと思うんですが、建物の規模とか用途等についてはですね、熊本県条例を引き継いでおりますので、今まで建っていた建物が全く建たなくなるというようなことはないかと。ただ、いろんな項目をふやしております。届け出ということでですね。ですので、木竹の伐採であるとか下線を引いてある部分ですね、土石等の堆積、今まではこういうものですね、木竹を伐採しても景観条例での届けが必要ということにはなかったんですが、一時的にでも長い間、90日間だったと思うんですが、3カ月程度より長く、例えば土砂を付近に堆積しとくとかそういうものは、景観を損なうという可能性があるということで届け出を出してくださいと。ある程度できなければ、勧告とか何かできるような形になるんですが、そういうものが負の要素とえば、そういうものを追加をさせていただいていると。

それと、説明資料のほうの丸いところに書いておりますが、下線を引いておるところなんですけど、今まで、特定届出施設ということで、特定の施設を届けなくちゃいけないという幹線道路沿い、臨港線とか国道3号とかはですね、そのまま熊本県の景観条例を引き継いでるんですが、新たにですね、今回の八代市景観条例では、新幹線新駅の前の市道についても一部加えて、周辺の環境とマッチするように届け出を出してくださいというのをちょっと加えましたので。ただ、届け出を出すということで、建物が全然建てられないということじゃないんですが、どちらかと言うと色合いだったりですね、緑地であったりとか、そういうものをこういう形にさせていただきませんかとか、そういう勧告ができるということです。建っていたものを全く制限するというようなことはないのかなというふうに考えております。

それと、重点地区ですが、これも景観計画の

案の中ですね、大体、今までの歴史的なものとかいうのも踏まえまして、4地区ほど今、候補として挙げております。

今のところ候補としてですね、これはまだ候補ですので、これからまたふえたり減ったりというのはあるかと思いますが、今、4つの候補地を景観計画の中でですね、候補案ということで書いております。それが、八代城跡と市役所周辺の地区、それと本町アーケード街の地区ですね、あと、妙見宮周辺の地区と日奈久温泉街の地区ということで、比較的歴史的なものであったりとかですね、市の中心の顔になるような部分というものを現時点では今、4つだけですね、候補としては挙げさせていただいております。

もう1つあったですね。

○委員長（中村和美君） 住民がいかに努力するかという質問。（委員太田広則君「市民がいかにどういことをすれば……」と呼ぶ）

○建設政策課主幹兼開発景観係長（福田 光君） 景観重点地区、先ほどの4候補なんですけれども、まず候補でございまして、今後どういことを、手続をすれば地区に指定されるかということについて説明いたしますと、まず地区の皆さんですね、その地区の景観の方針というのを話し合ってくださいまして、どういまちづくり、町にしたいかという方針をまず決めていただきます。そして、その方針を達成するためのルールづくりを行っていただきまして、それで地区の住民の皆様の合意形成が図られましたら、そちらをこの景観条例に基づきまず八代市景観審議会のほうで審議をいたしまして、正式に重点地区に指定するというような流れになります。ですので、皆様で考えた、決めた方針、ルールに従って皆さんがその地区の景観の整備、まちづくりを行っていくというようなものでございます。

○委員（太田広則君） 今、言われたことは、

市民への周知というか、この条例ができてからでしょうけど、どのように考えておられますか。

○建設政策課主幹兼開発景観係長（福田 光君） まず、周知につきましては、この景観法であったり、この景観条例、そして景観計画というまずは景観についての説明ですね、景観づくりとはどういうものというのをまず説明いたしまして、そしてこの景観計画の内容であったりとか、そういうものを説明しましてですね、そして地区の皆さんと行政と一緒にですね、エリアであったり方針というのを検討していきたいなというふうに考えております。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。
（委員太田広則君「はい」と呼ぶ）

○委員（百田 隆君） 今の地区からの候補でやるというわけですけど、やっぱり審議会で一応審議されるわけですね、それは。審議会でですね、それはその場所とかそうしたものはなじめないというような場合があったときは、それは当然、お断りすることはできるわけですか。

○建設政策課主幹兼開発景観係長（福田 光君） 審議会でですね、実際はそういう意見を聞くということになります。で、あくまでも住民の皆様で決めていった方針とかルールでございまして、その審議会でその内容を否定されるということはまず想定しておりません。あくまでもそれに対してもっとこういうことをしたほうがいいですよという意見をですね、審議会のほうにお伺いするというような形になろうかと思っております。（委員百田隆君「じゃあ、住民から上がってきた案件については、ほぼもうそのとおりのことになりますか」と呼ぶ）おっしゃるように、そのとおりのことというふうに考えています。

○委員（堀 徹男君） ちょっとイメージとしてなかなか湧きにくいんですけど、例えば、武

家屋敷の跡の町並みみたいなどころがあるじゃないですか、よその自治体のね。そういうところに新しく家を建て直される時は、やっぱりなまこ壁であったりとか、壁は白かったりとか、瓦は銀色ですよみたいなね、その周囲のマッチするような景観に保ってくださいよというイメージかなと思うんですよ。色彩と意匠に対する規制というのを書いてありますよね。よその事例だと、自分は赤と白の市松模様がいいという、かたくなに譲られない方がいて、町の景観とマッチしないような建物を建てたいと本人の意志で言われたときにはどういう規制というのが働くんですか。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） 重点地区に指定されたというのは、住民の皆さんが話し合いによって、こういう修景をつくっていきましょう、景観をつくっていきましょうということですので、そういう事態は発生しないというふうに考えてるんですが、仮にですね、おっしゃったような事例がありましたらですね、罰則とか命令等は極端にはできないものでありますので、届けを出されたときにですね、こういうような色はこういうものにしていただけませんかというかどうかということで、いわゆる勧告という形ではできるかと思いますが、そこまでですね、強い縛りというのは今のところはないという……。

○委員（堀 徹男君） 私が心配するのはですね、今、おっしゃったように、最初に話し合いに応じた地域の人たちはそれで合意がとれてるかもしれないですね。空き家だとかそういう建物も市内に結構存在してるじゃないですか。例えばそういう施設に、都市圏から引っ越して来られて住みたいという方がいらっしゃったときですよ、自分はその話し合いには参加してないけど、後から来てその規制を守ってくれてというような事態になったときにね、どういうふうな対応をするのかなとちょっと懸念したもので

すから、聞いてみました。

○建設政策課主幹兼開発景観係長（福田 光君） もともとルールづくりに参加されていない方が引っ越して来られたと。当然、届出はしていただきます。その中で、この地区にはこういうルールがありますのでお願いしますというふうに、行政と、私たち市とまずは協議をしていただいて、やはりこういう地区ですというのをわかっていただくようにですね、私たちも努力、説明をしていきたいと考えております。

もしですね、やはりどうしても、私はこういう赤と白の派手な色彩が好きだというような方の中にはいらっしゃると思います。あくまでも、こちらは許認可でございまして、届け出ですので、あまり強制力というものはないんですけれども、ただ、条例の第10条のほうに特定届出対象行為というものがあります。この特定届出対象行為という制度を今回、条例に規定しております、建築物の建築と工作物の建設につきまして、そのデザインの部分だけなんですけど、デザインについては、この特定届出対象行為に指定することで、変更命令までは出せるというふうに規定しております。ですので、市の方で極端に周辺の景観を阻害するようなものにつきましては、この特定届出対象行為というふうに指定しましてですね、変更命令まで出すという可能性は今後、出てくるかなとは思っておりますけれども、ただ、この景観条例、あくまでも市民の皆さんと一緒にいい景観をつくっていこうという良心と言いますか、それに基づいてやっていく事業でございまして、今のところそういうことがないように私たちもいろいろ説明なりをやっていきたいなというふうに考えております。

○委員（堀 徹男君） 先ほど、負の要素はないかってお尋ねがあったじゃないですか。すべからくですよ、総意に基づいて合意が形成できる世の中だとは限りませんよね。ある一方の考

えをお持ちの方に対しては、それはある意味、負の要素になるじゃないですか。そういうことを踏まえてどうですかというふうに聞いたんですよね。まあ、今の答えでいいです。

○委員（山本幸廣君） 総括じゃないんですけど、今、答弁をする執行部の方々の説明を聞きながらですね、1条から目的からずっとあるわけですけども、最終的には、市民の方々が景観条例というのは何なのかということを認識してもらわないといけないわけですね。まずはですね。そして、特徴のある八代のまちづくりをやるうやと、この認識がなからんとしゃがですね、1条からずっと見ていく中で、先ほど今出たような、変更の命令とかこがんとが出ること自体がはっきり言ってから、景観条例のマイナスなんですよ。これはみんな認識せないかぬところですね。でないと、やっぱりそれは地域の方々がどうやって景観条例に基づいて、きれいな歴史のある町をつくるのか、その地域をつくるのか、町とか歴史とか言われるんですけど、農村地域の景観なんですよ。1つ、4つのうちの中でも、農村にいか景観条例をつくっていくかということ、これをまず認識してください。これはいかがですかね。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） 条例の中ではですね、できるできないとかそういうもののしか規定はしてありませんが、先ほど説明の中で出てきました景観計画というのを、機会があれば説明をしたいと思ってるんですが、景観計画というものに具体的に書いておまして、先ほど景観重点地区については4候補というような形にしていますが、景観というものについてはですね、山の景観であったり、田園の景観であったり、都市の景観であったり、川・海の景観であったりというのがありますので、それをですね、一応、細かくこういうところはこういうふうにしていきたいと思いますというものを景観計画の中でしてます。ですから、これをいかに市

民の皆様にはですね、御理解いただいたりとか、周知するかというのがおっしゃることだと思うんですけど、今のところ、手段としてですね、市報であったり、そういう説明会を開いたり、今のところは、市のシステムとして出前講座というのがありますので、景観計画についてというのもメニューとしてありますので、呼ばれたら地域に行って、景観計画について詳しく説明するとかですね、そういうのを積極的に行っていきたいなというふうには考えております。

○委員（山本幸廣君） 私が最終的に言いたいのはですね、住民自治というのが今、うちはスタートして長いんですけども、なかなかここが充実しない。まずは住民自治をしっかり使って、市民の方々から、地域の住民の方々からまず認識していただいて、じゃあうちの地域としてもこれを景観条例で申し出しようか、届け出しようかというふうに、どこから出てくるぐらいの認識を持たせてこの景観条例というのをもちたせないかん。これが一番、課長、大事だと思う。それと、要は予算が伴うところもいっぱいあるわけです。何条だったかな、助成関係。助成って、助ける助成ですよ。ここらあたり24条の景観形成に係る助成等と書いてありますが、ここあたりについても、技術的な支援をしますよと、費用面についても助成しますよということなんですね、この24条というのは。そこら辺については、私たちも議会もどこまでかなということではなかなか今のところわかりません。どういう補助事業があって、どういう助成をしていくのかとわからないわけですね。となれば、私たちも地域の代表として、地域の方々がこういうのを届け出したいと。だけど中身は知らんとたい。一応、届け出していっちょけばよかったというふうな、そういう認識を持ってこられると困るわけですね。ある程度認識してもらわなければ、景観条例というのは。そういうことで、住民自治はその手法なり、議会

も一緒ですけども、徹底した市民の方々にこの条例の中身をしっかり認識させるような啓発・啓蒙というのは、お互いに共有認識してもらって、新しい特徴のある八代のまちづくりというのを進めていけば、すばらしいものじゃなかろうかと。今、西課長が言われた、考えだったらば、すばらしい1つの条例でですね、町が変わっていくじゃなかろうかなと。農村や海も山も平野もですよ、町もですよ。だから、審議会の委員というのはですね、選択をしっかりしてくださいよ。はっきり言ってからですね、なぜかって、ここの審議員の方々はある程度の意見を述べられんといけないですよ。大事なんですよ。3人や5人じゃありません。10人ぐらいで審議して、歴史文化、農村、もうずっとですよ。特長のある方々10人ぐらい審議員つくってですね、意見を述べてもらう。そういうのが一番じゃなかろうかと思いますが、いかがですか。

○理事兼建設政策課長（西 竜一君） 住民自治という考え方のところではですね、確かにせっかく住民自治ということで皆さん頑張っているという体制になってますので、景観もその一つの道具というふうな形でですね、その景観でつながっていくというふうには持っていかなきゃいけないと。そのためには、いかに周知をするかということになってくるかと思いますが、精いっぱいそれは努力したいなというふうに思っております。

それと、助成についてなんですが、これは景観重点地区ということで指定されたときにですね、やはりこういうような景観を皆さんつくっていきましょうということになると、それなりですね、ひよっとしたら、一般的な改築と違ってですね、負担増になってくるということもあり得るということで、今のところまだ策定はしてありませんが、これからですね、どういう補助体系にするとかですね、予算も含めて要綱

等を作成しましたら、また議会等でも御案内してですね、予算要求の時点でやるとか、所管事務調査等で御説明をした上で予算立てをしておかずにはいけないのかなというふうに思っております。（委員山本幸廣君「委員長、よろしいですよ」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければこれより採決いたします。

議案第45号・八代市景観条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、「都市計画・建設工事に関する諸問題の調査」、「生活環境に

関する諸問題の調査」以上の2件です。

このうち、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査に関して1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査 （シンボルロード整備事業について）

○委員長（中村和美君） それでは、シンボルロード整備事業についてをお願いします。

○土木課長（小原聖児君） 土木課長の小原でございます。隣が田島道路建設係長でございます。よろしくお願いたします。

それでは、所管事務調査、シンボルロード整備事業について、着座にて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○土木課長（小原聖児君） ありがとうございます。

まず資料、お手元ございますでしょうか。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

まず、本事業は八代市重点戦略と八代市おもてなしプランによる位置づけとなっております。

昨年の6月の補正予算で、委託料1000万円を、本年度の当初予算で、工事費1億円を計上させていただいているところでございます。

これまで、建設部内の若手職員によりますプロジェクトチームにおいて検討が進められてきたもので、この度ようやく実施設計が終わり、これから工事発注を行い、国・県・ロイヤルカリビアン社の八代港クルーズ拠点の完成と合わせて、年度内での工事完了として、インバウンド需要を取り込むこととしております。

本日は、整備計画の内容と今後の予定ということで御説明をさせていただきます。

本事業は新庁舎と本町商店街をつなぐ連続感のあるにぎわいの空間としたいとの考えで、こ

れまで地元商店街、沿線ホテル、商工会議所などからの意見を伺い、また、八代市景観計画など、本道路周辺との調和や整合が図れる道路整備を目指し、リニューアルするものとしております。

資料の1ページをごらんください。

左上の1番目に、整備目的としまして1点目、新庁舎を核とした中心市街地のまちづくりを促進、2点目としまして、大型クルーズ客船入港に伴うインバウンド事業の取り組みとしております。

2番目、整備概要としましては、1点目、歩道と車道の段差をなくし、広場として一体的活用が図れる空間づくり、2点目、本町アーケードへのエントランス機能づくりということで、内容としましては、歩道のフラット化及び拡幅、オープンスペースの確保、照明の増設、ベンチ等の休憩施設の設置、イベントのための給水設備・電源設備の設置といたしております。

次に、資料の2ページをごらんください。

上段がシンボルロード全体の平面図としており、左側に庁舎、右側に本町アーケードとしており、整備延長は約260メートルでございます。

現在、あずまやや池がある赤の破線で囲んでありますところを全面的にリニューアルし、イベントなどに活用できる空間・オープンスペースとしております。

下段には、付属物等として、サークルベンチ、車どめ、あずまや、シンボルベンチ、電源設備、給水設備などを載せております。

また、イベント時には車どめを取り外すことで、歩道と車道を一体的に活用できる広い空間となります。

次に、資料の3ページをごらんください。

オープンスペースの昼間の活用のイメージ図としており、キッチンカーなどを入れ、市民や観光客に休憩やランチなどで楽しんでいただ

く。

次に、資料の4ページをごらんください。

平日の夜間のイメージ図で、植栽のライトアップなど、落ち着いた雰囲気の中でワインなどのお酒を飲みながらくつろいでいただく。また、イベント時はイルミネーションなどの照明による演出や、本町マルシェ、軽トラ市、夏休み中の夜市などとの連携を図るなど、にぎわいのある空間となるような活用を考えております。

次に、資料の5ページをごらんください。

本通りの中間付近でありますNTT前から、上段は庁舎側のほうを、下段は本町アーケード側のほうを見た現況と整備後のイメージ図としております。

最後に、資料の6ページをごらんください。

本年度内に工事を完了するための今後の工事発注計画を示しております。

まず、当初予算では工事費1億円としておりましたが、本整備計画の内容で工事費の積算を行いましたところ、人件費や資材の高騰及び道路改良におけます個々の数量の増ということで、約1000万、それとオープンスペースの付属物で約4000万と、合わせて約5000万程度の増との試算結果となっております。

そこで、今後の予定・スケジュールとしまして、現予算の1億円で上段の道路改良工事と電気設備工事を発注いたしまして、表下段の残りの舗装工事の不足分を9月議会に補正予算として提案させていただき、承認後に発注するとの計画といたしております。

よろしく願いいたします。

以上で、所管事務調査、シンボルロード整備事業についての説明を終わります。

○委員長（中村和美君） はい。

本件について何か質疑、意見等はありませんか。

質疑、御意見でございます。

○委員（堀 徹男君） 確かに当初予算で1億円だね、計上されて1億円っていうことだったですね。それで、人件費と資材の高騰は理解できないこともないです。ただ、附属物が4000万です。財源は何でしたっけ。（土木課長小原聖児君「合併特例債で計画しております」と呼ぶ）確かに合併特例債はね、交付税措置もあるということでもいいんですけど、例えば4000万をですね、先ほどから言っている生活道路等の工事に回すとしたら、一体どれぐらい市民の直接の生活に係る道路に還元できるのかっていうふうに考えたときにですよ、附属物4000万というのはさすがにいかがな予算増かなというのが。当初予算よりも半分を増額が占めるわけですから、これは事業の見積もりとしていかがなものだったかなと言わざるを得ないんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○土木課長（小原聖児君） 先ほど御説明させていただきましたけれども、本事業のコンセプトとしまして、にぎわいのある空間づくりというところでの通りということで整備をします。その中で、歩道のフラット化とかオープンスペースの確保、照明の増設とかそういうことを計画させていただきました。これにつきましては、地元の意見というところでいろいろ聞き取りをいたしまして、そういう要望もございました。シンボルロードという名がついておりますように、今後ですね、市民の方に親しみを持っていただくというところで、これだけの設備は必要なのかなというところで考えたところでございます。

附属物ということで約4000万ということで御説明いたしましたけれども、これの主なものにはシンボルベンチとちょっと地図を……。

2ページの附属物等のところの真ん中のシンボルベンチ、それと下の左から二つ目の目隠しフェンス・木材というところで、これはシンボ

ルベンチの裏手側と言いますか、そちらのほうに設置するというので、それに伴いますものが約2000万円の増というところの話でございます。

それと、この通りにつきましては、暗いというような御意見もございましたもので、照明灯にですね、約2000万の増というような形になっております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） ここね、解体されてスクラップアンドビルドでね、そういった目的でされるというのは理解できるんですよ。以前の施設に対してもですね、地元の要望があったりとかしてつくってるわけですよ。確かに、今回も暗いとか何とかっていうその要望はあるかもしれませんが、だからといって2000万の増額がですね、はい、そうですねよっていうふうに、この厳しい財政難と言われる中でですね、出てくるのが不思議なんですよ。いかにお金がかからないようにですね、工夫をしてやるべきじゃないのかなというふうに思いますけどね。実施設計の中でこれは盛り込まれているということであればですよ、既に織り込み済みだったということにしかならないんじゃないかなと思うんですけどね。いかがでしょうか、委員長。以前の経過もありますしね。

委員長、いいですか、そしたら。

実務者のレベルじゃなくてですね、部としての考えをちょっとお伺いしたいです、こういうのは。

○建設部長（潮崎 勝君） 正直言いまして、私が4月にこちらの部に参りました。それで、前年度の予算の熟度と言いますかですね、これが1億円、どういうぐあいの精度であったかちゅうのが少し疑問があるところでございます。正直なところですね。それから、4月に入りまして、この景観のいろんな打ち合わせをする中で1点、私が皆様にお知らせしたいのが、クル

ーズ船の絵が1ページの1番右側にあるかと思ひます。そこで来たお客様をこちらに誘導し、そして本町アーケードまでに行く間にですね、皆さん方をここでくつろいでいただくという意味で、今回、先ほど課長が説明しましたシンボルロードのベンチですね、そこへ約50人ぐらいがぎゅうぎゅうで詰め込むような今、設計になっております。そこで食事をしたり、あるいは音楽を街頭で音楽をされるような方が来てちょっと歌う、そういうのを聞くと、そういう観点。それから、課長の説明でもう1点あったかと思ひますが、土曜夜市とのリンクですね、そこで夜の活用案ということで、照明灯を、——常時はなかつですけど、夜だけ持つてくる、そのための電気設備を引き込んで、コンセントを前もって準備するというようなところで、まあ、クルーズ船に対するインバウンドと、夜でも活用でけんかと、その2点のコンセプトが4月に入りましてですね、少し上層部と打ち合わせする中でふえた部分でございます。そういうのが反映されて、少しお金がふえたというのが実態でございます。御理解のほどよろしく願ひできるかと思ひます。

以上です。

○委員（堀 徹男君） クルーズ客のもてなしということで、そのシンボルベンチの活用ということですけど、クルーズ船は日没前には出航ですよ、たしか。昼間は照明は要りませんよね。土曜夜市が年に3回か4回開催されたとしても、そこまで設備投資する必要があるのか。コンセントはいいとしますよ。屋外電源は。キッチンカー入れたりとかですね、災害のときにはここにエマージェンシースペースがつくれるかもしれません。理解できるものは理解できますし、その金額に見合う、投資に見合うですね、成果が果たして今のような御説明の中で受け入れられるのかってところですよ。そこが大きな観点だと思ひますが、いかがでしょ

うか。

○建設部長（潮崎 勝君） 今、説明で足りない部分は、いろんな幅広い利用の種類、目的をもう一度丁寧に考えまして、次回9月に補正の予定でございますので、説明させていただければと思ひますので、きょうのところはこの辺で控えます。

○委員（山本幸廣君） 委員長ありがとうございます。

部長も課長もですね、4月から来られたばかりで大変な苦勞なされると、はっきりな話がですね。1億円のときもびっくりしました、私たちも。ところが今回の補正では、はっきり言って、今の堀委員の質問の中です、御説明がありました。キッチンのところの木材というのは、熊本総合病院の裏側になるわけですけども、耐久性を思ったら、木材なんかははっきり言って、御存じのように、10年したら腐れてしまうてから、また、廃棄物に出さないかん。やっぱ今、YKKさんがアルミ関係しとるのは、高いですけども永久的に50年や100年の大計に資材等を活用できる。そういうのをやはり積算の中です、長期的な視野の中で考えるということもですね、これは大事じゃなからうかと思ひますよ。そういうのにやっぱし予算を計上するというのはこれは理解をできるんですけど、これ木材というのは、私がですね、家のところに全部目隠しで木材でつくって5年で腐れてしまう。これはしっかりしたですね、対応していかなければ、ここだけは見直したほうがいいですよ、はっきり言ってから。見直さなきゃいけない。これはそしてですね、どれだけの高さにされるかわからんけれども、まだ倒木して、そこでどんちゃんどんちゃんしよる中で倒れてきたならば、また損害賠償を訴えられると、そういうことも私は考えてほしいなということですね、全体的な予算の見直しをしようかなというぐらいの気持ちになつてもらわないか

んと思うわけですね。これだけのやっぱし予算が膨らんだということですから。もともとはこれぐらいのことはせないかんというのですね、それは目隠しとかそういうのはなかったかもしれません。いろんな、この前も、その本町のアーケード街の方々、この前もちょっとばっか「週刊山崎くん」にも出てきた彼たちもちょっと話したんですけども、キッチン（聴取不能）委員長、あそこへ行ってから、うーんって、もう苦しんできとるんです、汚きゃしもうて、先はどがんかわからんばいって、そういう方々も商店街におられるということですよ。だから、どぎゃんなっとつかなっていうことを言っておられる。だからそこあたりについて、クルーズ船は別としてからですね、客をインバウンドせないかんと、それはですね、後はね、今回のを受けてから、八代外港にロイヤルカリビアン社がつくってくれる施設がありますよね。そういうところでやっぱり八代の良さをですね、そしたらあそこで満足して帰っていかれば、すぐ船に乗って夕方に帰るわけですから。そういう中で、本町アーケードまで全部クルーズ船のお客さんと呼ばないかんとその認識と意識が私はちょっとばかり、執行部と変わるんですけども。例えばですよ、八代宮に今この前、DMOでした、柳川から持ってきた船でお客様乗ってますか。委員長、何かな。八代宮の横で船を浮かせとつとは、あれは何やったかな。舟出浮きじゃなかったな。遊覧船かな。もう最近旗もなかな。昨日ちょっと行ってきてきたら旗もなかな。はっきり言って、閉鎖しているような状況でですね、船は全然橋の下につないであってから、私、昨日見てきたんですから。きょう、委員会でこれ出やせんかなと思って見に行ったんですよ。ところがどっこい、船は橋の下にあってから、旗もない、何もない。そして棧橋も木ですからね、老朽化してきた。だから、経験上、私はこんな言いよるわけで

すから。何もこれ、予算割っけんでから、ある程度節約しなさいよってということで私、終わりがたかったんですけども、見直すところは節約して見直しなさいという私の考えなんですよ。そこらあたりについて、小原課長、答弁はいりませんからですね、そういう考えを持っていただければなど。予算についてはこれは賛成します、はっきり言ってから。これだけ苦勞されたんですから。けどもですね、それだけはやっぱし今、堀委員が言われたように、財政上は厳しいということを認識していただいて、そして入札かけるときには、少しずつでん、安かところにしてもらうというふうな形をとっていただければなと思いますが、いかがですか、小原課長。

○土木課長（小原聖児君） 今、議員おっしゃられましたように、今までもですね、少しでも安いほう、安価にできないかというところでいろいろ考えてきたところでございます。今後、時間がある限り、そのあたり、また再度、見直すというか、検討をしていきたいと思っております。

○委員（田方芳信君） 先ほどですね、まず最初1億円という話から今回、今度は5000万アップで1億5000万ということですけど、わっとびっくりはするんですけど、その5000万アップして、そしてその1億5000万であとは足りませんか。また追加ちゅうことは。

○土木課長（小原聖児君） それはないようにいたします。（委員田方芳信君「そうあってほしいと思いますので、努力してください」と呼ぶ）

○委員（太田広則君） 済みません、2点だけちょっと気になることを確認させてください。

1点目はですね、先ほど、イベント時は歩道・車道を一体化してということでしたけども、ここは循環バスが通ってると思うんですね。担当が違うと思うんですけど、循環バス路線はこ

これは基本的にはあそこの本町緑地公園かな、バス停がありますよね、あそこからもう元に——ここを通らないようにしたほうがいいんじゃないかなという、そのバス路線についてが1点と、あと、照明灯がふえてですね、電源設備も理解はするんですが、もともと今はここは電気代は本町2丁目商店街振興組合がみてるんですか、それとも市がみてるのかちゅうのと、給水設備、これは地下水ですか、上水道ですか。そこを教えてください。お金がかかりますよね。ランニングコストの部分で非常に気になります。

○土木課主幹兼道路建設係長（田島雄一郎君） 太田委員のお尋ねの第1点目、バス路線につきましては、現在、本町緑地公園前を通りまして、ホテル・アルファワン八代とか、前を通って来るというような路線になっております。今現在、オープンスペースにつきましては、そこをですね、車道と歩道をオープンスペース一体として使うような、できるような整備というふうに考えておりますが、今後は産交バスさんなり神園交通さんなりのバスが通りますので、その辺は打ち合わせをしながらですね、できる方向で進めていければなというふうに考えております。

続きまして、照明灯の電気設備につきましては、今、歩道上に照明灯がついております。そちらの照明灯につきましては、土木課のほうで支払いを行っているところでございます。

続きまして、給水設備につきましては、今度、新しくオープンスペースのほうにキッチンカーが来たりした場合には、皆さんが手を洗ったり、そこで汚れたときに清掃できるように給水設備を設置しようと考えておるんですけども、そこにつきましては、一応、上水道を持ってくるように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（太田広則君） いずれにしても、ランニングコストもかかるわけですね。だから、

例えば地下水にするとか、ソーラーの電気の照明灯にする、確かにコストはかかるかもしれませんが、ランニングコストも少し考えながらですね、経費をやはり、最初1億円って言ったんですからですね、その中でこういう案が出てくるとならよかとですけど、この案が出てきて金額が上がりますよったら、そら、やっぱり市民の皆さんも何しよってねっていう話になりますんで、そこはもう一回しっかり検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、シンボルロード整備事業についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で、所管事務調査1件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午前11時45分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に

より署名する。

令和元年7月2日

建設環境委員会

委員長